農林漁業者には、これらの豊富な知識を活かし、活動の場において技術等の協力や指導を行う役割や、活動の場の所有者や管理者として実施面の主体的役割等を担うことが期待されます。

農林漁業者が積極的に関わることによって、活動が地域の特性に応じたものとなり、地域住民をはじめとする多様な主体の参加や協力を得ることにつながります。

⑵　ＮＰＯ・ＮＧＯ等

特定非営利活動法人をはじめとした営利を目的としない団体（以下「ＮＰＯ・ＮＧＯ等」という。）は、行政だけではきめ細かく対応することのできないような、地域に密着した生物多様性の保全に関する活動を支えています。

これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の案の提案や協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、成果を確かめるための調査に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待されます。

また、活動を円滑に進めるために、市町村とともに様々な主体間の連携・調整を図る役割も期待されます。

⑶　地域住民

町内会、学校等の組織が地域連携保全活動に積極的に参加・協力することによって、土地所有者をはじめとする地域の関係者との調整や活動の担い手の育成等が図られ、活動を持続的・安定的なものとする効果が期待できます。

特に、地域の人材を活かす機会が提供され地域に根ざした活動が促進されると、地域コミュニティの再構築や、地域の個性の再認識と郷土への愛情の育成等、様々な効果が生まれます。

地域住民一人一人には、地域連携保全活動の作業や調査に参加するほか、生活者としての発想から活動展開のアイディアを提案したり、暮らしの知恵や地域の伝統等を活動に活かしたりする役割を担うことが期待されます。

⑷　企業等の事業者

企業等の事業者の生物多様性に関する関心は高まりつつあり、現在、生物多様性の保全に関する活動への参加や事業活動を行う際の生物多様性への配慮等、様々な形で生物多様性に関する取組が進められています。

地域連携保全活動の促進に関しては、市町村やＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携を図り、活動計画の作成段階から実施に至るまで積極的な取組が期待されます。

社員等による作業への参加、活動に対する各種支援、専門的な技術の提供や指導、経済的な価値が生まれるようなアイディアの提供、所有する土地における主体的な活動の実施等の役割を担うことも期待されます。

⑸　教育・研究機関、専門家等

大学や博物館等の教育・研究機関、専門家等には、科学的な知見に基づき地域連携保全活動を実施する役割をはじめ、その専門的な知識を活かした役割を担うことが期待されます。

具体的には、地域の自然的・社会的条件に関する情報の収集・整理、活動計画や活動の実施に関する助言や指導、活動への参加を希望するＮＰＯ・ＮＧＯ等や企業等の事業者に対する助言や連携のあっせん、科学的知見に基づく活動の重要性に関する普及啓発、活動を通じた環境教育・学習等の役割を担うことが期待されます。

第３章　地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

１　市町村による活動計画の作成に当たっての基本的な考え方

市町村が作成する活動計画は、地域連携保全活動の区域や目標、実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等を具体的に定めるもので、活動区域において生物多様性の保全を進めるための実行計画となるものです。

先に示した地域連携保全活動の促進の方向を踏まえて、次に掲げる基本的な考え方を取り入れながら活動計画を作成します。作成に当たっては、多様な主体の参加を促進することに加え、市町村のあらゆる分野の部署が横断的に関わることで、活動の幅が広がります。活動計画の作成過程は、地域の固有の自然と伝統的な文化の価値を認識し、地域づくりにつなげていく過程でもあります。

活動計画は、実施の結果として出てくる課題や発展していく内容等を踏まえて、より良いものに見直していく視点で作成することが重要です。

⑴　作成過程への多様な主体の参加の促進

活動計画の作成に当たっては、地域の多様な主体の参加を促し、各主体が有機的な連携を図ることで、各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるようになり、活動の実効性を高めることができます。

市町村が組織することができる協議会においては、活動計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成等が図られることとなり、協議会の設置は、地域連携保全活動の円滑かつ効率的な実施のために有効なものとなります。

活動計画の作成に当たって、当該計画の案の内容について地域の様々な関係者から意見を求めたり、協議会を公開したりすることで、多様な主体の参加・連携が促進されます。そして、作成した活動計画を公表し、広く知らせることで、活動に対する理解を高め、新たな主体の参加や支援を生むことにつながります。

⑵　ＮＰＯ等による提案の取入れ

地域連携保全活動を行おうとするＮＰＯ等（法第４条第２項第３号に規定する「特定非営利活動法人等」をいう。以下同じ。）は、活動の内容を含む活動計画案の作成について市町村に提案することができます。この仕組みは、民間発意による生物多様性の保全の取組の促進やＮＰＯ等と市町村による連携した計画作成の観点から、極めて重要なものとなります。

市町村に対する提案は、提案の実現性を確保する観点から、可能な限り具体的な内容とし、活動計画の目標や区域の案等も含めたものにすることが大切です。

活動計画案の作成に関する提案を受けた市町村は、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、この提案に係る活動計画の作成の必要性について十分な検討を行い、活動計画を作成する必要があると判断した際には、提案者との連携を図りつつ当該計画の作成を進めることが重要です。一方、当該計画を作成する必要がないと判断した際には、その理由等について、提案者に十分な説明を行うように努めます。

なお、提案者と市町村は、地域連携保全活動の促進のため、活動計画の作成に関して相互に協力する意識を持つことが大切です。

⑶　地域の自然的・社会的な特性の理解と計画への反映

活動計画の作成に当たっては、地域の特性に応じた適切な方法によって生物多様性を保全する観点から、事前に地域の自然的・社会的条件に関する情報収集や調査等を行うことが重要です。

情報収集や調査を行うことは、活動に参加する各主体にとって地域の特性を理解する上でも大切な過程です。

情報収集や調査に当たっては、地域の教育機関、その土地に根ざした暮らしを長年続けている地域住民や農林漁業者等地域の自然に関する知識や経験を有する地域の人材を活かして行う方法が効率的です。

その結果を踏まえ、協議会において教育・研究機関や専門家から助言を得ると更に有効です。

⑷　各種計画等との調和、関係者との調整

活動計画の作成に当たっては、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等との調和を図ることが求められます。なお、活動計画と関連する各種計画等の変更があった場合は、これらの計画等との適合性等について点検し、必要に応じて、活動計画の変更を行うことが重要です。

また、地域連携保全活動の円滑かつ確実な実施の観点から、活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者等の同意を得る等、関係者との十分な調整が必要です。

⑸　活動計画の評価と柔軟な見直し

市町村は、地域連携保全活動の実施主体が、活動の実施状況や成果等を把握するために行う調査の報告等を整理し、その結果を踏まえ、活動計画を点検・評価し、必要に応じて計画の目標や活動内容を見直すことが大切です。これらの作業を行うことで、活動継続への意識が高まり、活動の効果的な実施につながります。